

民営有料職業紹介基本契約書

本書は職業安定法に基づく民営有料職業紹介に関する契約書として、

甲 ●●●●株式会社

と

乙 株式会社パートナーズ四国

との

間に締結され、下記の事項を証するものである。

第1条

乙が甲より受け取る手数料として、一次審査(書類審査等)手数料、面接(必要に応じて実施)料及びインターネット上求人広告料は無料とし、乙の紹介した求職者を甲が採用した場合のみ、乙はその介添えの有無にかかわらず、甲から求人受付手数料、紹介手数料を申し受けることとする。

第2条

乙が甲に紹介した採用決定者(求職者)の理論年収(基本給、諸手当、賞与、確定残業代等を含む)の●●%を紹介手数料(消費税別)とする。ご紹介手数料率は採用決定者の能力に応じ、決定されるものとする。甲は、その紹介手数料全額を乙の指定した方法(銀行振込)にて、採用決定者入社月の翌月 27 日までに支払わなければならない。

第3条

乙の紹介した採用決定者(求職者)が一身上の都合により3ヶ月以内に退職した場合には、乙は甲に対して、領収済み紹介手数料の一部を、下記の期間及び割合に応じて、採用決定者(求職者)退職日より14日以内に返還しなければならない。

- 1ヶ月以内で退職した場合 紹介手数料の 50%
- 3ヶ月以内で退職した場合 紹介手数料の 30%

但し、甲側からの解雇の申し出及び、採用決定者(求職者)に対する対応が、各種労働関連法令に違反し、それを理由に採用決定者(求職者)が一身上の都合にて退職した場合には、乙は甲に紹介手数料を返還しないこととする。

第4条

乙から甲に提供した求職者の個人情報、会員登録時のものとし、採用の対象となる情報に関しては面談実施時に甲が問うものとする。

第5条

本契約書は2部作成し、2部とも署名(記名可)捺印されるものとし、甲と乙が1部ずつ保有する。契約締結日より1年間を有効期間とし、もし本契約書に定められていない事項について問題が生じた場合は、甲と乙が互いに誠意をもって円満に解決するよう努めることとする。